

尼港事件と日本社会、一九二〇年

The Nikolaevsk Massacre and Japanese Society, 1920

井 竿 富 雄

IZAO Tomio

はじめに

一 事件の政治的反響

二 社会的対応

三 尼港事件の論じ方と事件の収束？

小括

はじめに

一九二〇年、この年はシベリア出兵史にとって大きな転換点だった。日本にシベリア出兵を呼びかけたアメリカが、単独で出兵から手を引いたのである。^①そしてその政治的衝撃も冷めないうちに、日本はさらに大きな打撃を受けた。これが尼港事件である。ロシアの町ニコラエフスク（当時の日本人は「尼港」と言った）において、パルチザン部隊と日本軍との武力衝突が発生し、日本軍は武装解除されて殺害された。また、同時にこの街にいた在留邦人が捕らえられて殺害された。同地駐在の日本領事石田虎松らも死亡した。その上パルチザン部隊は町に火を放って撤退したため、すべては灰燼に帰した。生命が助かって、財産を失った者もいたのである。同地にいた中国軍の軍艦が助

けを求める在留邦人を撃つという事件も同時に発生した。軍人が武装解除されて殺害、民間人のみならず国際法上保護されているはずの外交官まで殺害されるという、これまでに日本が経験したことのない大惨事であった。この事件で邦人殺害を指揮したパルチザン部隊のリーダーたちはのちにポリシェヴィキ政権によって処刑された。機密文書である参謀本部の『西伯利出兵史』ですら「千秋ノ一大痛恨事録シテ此ニ至リ悲憤ノ涙睫ニ交リ覚エス筆ヲ擲ツ」と感情的な一節を書き記している。^②

このような事件の衝撃に対して、当時の日本社会はどのように対応したか。この論文で扱われるのは以上のようなテーマである。尼港事件そのものの背景については、既に原暉之氏の研究が存在する。^③これによって、同時代に流布された尼港事件についての議論や、日本人のこの事件に対する歴史認識の問題点（この一点を強調してロシアに対する侵略戦争としてのシベリア出兵を黙殺する）などは明らかにされている。近年は、同時代に白系ロシア人によって書かれた本も翻訳されている。^④

ただ、同時代の議論を再度読み直してみると、尼港事件に対する社会的反応は、一過性のイベントとしてとらえられつつも、対ロシア報

復戦争発動の挑発には乗らない、という動きが見え隠れするのである。本論文では、このような点に対しても考察してみたい。同時代人が尼港事件をどのように認識していたかを知ることは、対外観だけの問題ではなく、同時代の政治情勢に対する見方の一端を提示することになるだろうからである。具体的には、まず政治的な局面での動き、そして社会的な動き、最後に言論面に見られる特徴という順序で考察を進めていくことにしたい。

一 事件の政治的反響

一九二〇年三月頃既に動向が伝えられていた尼港事件は、五月から六月にかけてその全容が明らかになってきた。現地に駐屯していた日本軍部隊、また在留邦人・現地駐在の石田虎松領事が事件に巻き込まれたのではないかとということも明らかになってきた。日本政府は救援部隊を派遣したが、到着したときには既にすべては終わっていた。市街地は全面的に焼き払われ、武装解除された日本軍、在留邦人・反革命派のロシア人などが大量に殺害されていたことが報道などで少しづつ判明しはじめていた。

一九二〇年六月、尼港事件が政争を引き起こした。原敬首相が、政権与党である政友会の会議で、以下のように述べたと報道された。オムスタ政権が崩壊をして尼港に危険が迫ったため、日本は援軍を派遣しようとした。しかし結氷期にあたり救援部隊を派遣することができず、到着したときには既に虐殺と焼却が終わっていた。そして「惨殺せられたる我將卒及在留邦民に対しては誠に同情の至りに堪へざるも事情右の如き次第にて不可抗力の爲めなるが故に国民も亦其の真相を知れば政府の措置を諒恕するならん」と述べた、というのである。この新聞記事で大きな活字で組まれた「不可抗力」という言葉が問題視

された。この発言については、すぐに政友会幹部の談話として、原は救援を遂げられなかったのは遺憾であり、威信回復と死者の慰霊のために十分な措置を尽くす旨述べたのであって、しかたがないと冷淡に突き放したわけではない、という弁明がなされた。⁶ 憲政会側はこれに対して安達謙蔵の談話として、「政府は只管不可抗力を口実に其の責任を回避せんとするは吾人の首肯する能はざる処なり」、尼港事件を押し隠して議院解散・総選挙に踏み切り、結果として在留邦人を犠牲にしたと非難していた。⁷ このときの総選挙で、政友会は大勝利を収めていた。原内閣は衆議院では磐石だったのである。このような雰囲気の中、議会は始まることになる。

この発言報道に関して、議会では原首相を批判する声が上がった。総選挙で敗北した野党側の攻撃は激しさを極めることになった。⁸ 一九二〇年七月三日、衆議院で島田三郎議員はこの発言をとらえて「原総理大臣ガ政友会総裁トシテノ資格デ言ツタカラト云ツテ、総理ノ責任トシテ、此国民国家ノ大事件ト云フコトニ、極メテ熱烈デナカッタト云フコトヲ私甚ダ遺憾トスルノデアリマス」と批判した。

原首相はこれに対してそのような事実はない、と否定し、さらに「成程結氷ノ後ニ於テ―結氷ノ後ニ於テハ兵ヲ送ラントシテモ、救済セントシテモ、如何トモスルコトハ出来ナカッタ事情ヲ話シタコトハ、其時バカリデハナイ今日モ致シタ(「ソレハ不可抗力デハナイ」ト呼フ者アリ)之ガ不可抗力デナイナラバ、天下怪シム事ハナイ、サウ云フ意味デハナイ」と付け加えた。

翌日の議会においても、別の議員から同様の質問が提起された。関直彦議員は、現存兵力でシベリアの治安維持をするのが困難なのがかかっていて放置していたのではないか、という文脈で、以下のように述べた。救援しなかったのが遺憾であるというならば、居留民の引揚を早めることは可能だったはずである。居留民を引き揚げないとすれ

ば、警備を十分にすべきであった。これは当局の不注意であり、「西伯利ニ対スル大方針ヲ定メナクッタ結果」である。その上、シベリア出兵は、「チエコ軍救援」のための日米共同出兵と同時に、日本独自の理由を有したものだとして説明されていた。だが結果としては「何ノ為メニ二個師団半ノ兵ヲ「チエックスロヴァック」軍ノ救援ノ目的ヲ達シタル後ニ於テ、尚ホ他國ト情勢ヲ異ニスル所ガアルト声明シナガラ、兵ヲ残シテ置イテ、何等ノ事ヲシタルデアアルカ、過激派ノ跳梁ヲ防グコトモ出来ナケレバ、我が同胞ノ生命財産ヲ保護スルコトガ出来ナクッタノデハナイカ、何ノ為メニ兵ヲ置イテ居ッタノデアアルカ、ト云フ事ヲ伺ヒタイノデアリマス」。そのうえこの時期には、日本は自国が擁立した反革命派セミヨノフとの関係を絶とうとしていた。結局シベリア出兵では、中国政策で対日感情がよくなかったのと同様「露西亜ノ両方カラ日本帝國ガ怨ヲ受ケル」結果になつたのではないかと批判したのである。閣議員は兵力増強を訴えているように、帝国主義に親和的な立場にいないことを考えても、シベリア出兵自体に失敗があるのではないのか、と言いつつ始めていたのである。

ただ、これに対する原首相の返答は、反対党への対抗意識を超えた敵意に似たものであった。原は「当時相当ナル居留民ニ対シテ、保護シ得ラレル相当ノ人員ヲ派シテアッタデアリマスカラ、更ニ強大ナル敵ガ参レバ、幾ラ派シテモ更ニ強大ナレバ仕方ガナイ」と言ったのである。さらにセミヨノフに関しては「セミヨノフ」ニ対シテハ、出来得ルダケノ好意ヲ有ツテ更ニ差支ナイ併ナガラ日本ノ兵ハ「セミヨノフ」ノ救援ノ隊、若クハ是ノ後援ヲスルガ為メニ出テ居ル兵デハナイノデアリマス」と事実上公然と切り捨てた。後者の発言はともかく、前者の「兵力以上に強大な敵が来たらしかない」という発言は間違えば世論への挑発とも受け取られかねない危険なものであった。

そこに、さらにもう一つ容易ならぬ問題が発生した。衆議院で島

田議員が原首相に質問していたその日、貴族院本会議で、阪谷芳郎議員が尼港事件について質問をした。阪谷議員はここで、一人殺されても内閣が総辞職した例もある以上「斯ル悲惨ナ出来事ニ付テ一人ノ責ヲ取ラス、皆其責ヲ讓ツテ仕舞フト云フコトニナッタナラバ、国民ハ決シテ満足ヲ表セヌデアラウト私ハ思フ、誰ガ悪イ、参謀本部ガ悪イノカ、外務省ガ悪イノカ、総理大臣ガ悪イノカ、誰ガ悪イノカ、其責任ノ逕路ヲ明カニシテ置キタイ」と問いかけたのである。「どこに（あるいは誰に）責任があるのか答えよ」という、政治的な「仕掛け」のある質問であった。ところがこれに対して、田中義一陸相が事情説明の前置きと称して「私ハ陸軍大臣トシテ苟クモ陸軍ニ関係スルコトハ全責任ヲ私が帯ビマス」と発言してしまつた。阪谷議員自身はそれ以上質問をすることなく降壇した。

この発言は七月六日の衆議院予算委員会で再度取り上げられた。その過程で田中陸相は、陸軍大臣は陸軍のことについて責任は負うが、尼港事件について陸軍に過失はない、と答えたのである。田中陸相としては、尼港事件のプロセスで陸軍側がとつた対応に不適切なものはなかった、というつもりだったのであるが、「自分が陸軍のことに全責任を負う」という言葉がついたために、田中自身の責任を問われるきっかけになつたのである。

七月七日の衆議院本会議では、前日までの衆議院・貴族院での田中義一陸相の発言をとらえて、後に首相となる浜口雄幸議員が登場した。田中陸相は尼港事件について貴族院では責任があるといひながら衆議院ではこれを撤回した、ここには矛盾があると問い詰めた。田中陸相は、貴族院での議事録を読み上げて、「私ハ苟モ陸軍ニ関係シタ事ハ、何事ニ依ラズ参謀本部ガ致シタ事デアラウガ、何デアラウガ、私が責任ヲ帯ビルノデアリマス、而シテ（用兵上ノ責任モ帯ビルカ）ト呼フ者アリ）固ヨリノ事、而シテ私が苟モ今日マデ何レノ場合ニ於テモ、

陸軍ノ為シタ事ガ怠慢過失ト言ウタ事ハアリマセヌ、未ダ曾テアリマセヌ」と激しく反論した。ところがそこでもなお「私ハ苟モ陸軍大臣デア、数万ノ陸軍軍人ヲ統督シテ居ル私デア」と発言したために、別の議員から、軍人を統率するのは天皇の統帥権の範囲であり、陸軍大臣の職権ではない、と突っ込まれることになってしまった。

翌日の衆議院には望月小太郎議員が登壇した。望月議員は日本のシベリア出兵策を「徹頭徹尾無意義ニシテ、動揺常ナキ西伯利政策」と言い切った。日米共同出兵という形で開始されたシベリア出兵は、そもそも「米國ガチェック救援ノ為メニ出兵中、万一独塊俘虜ガ其「チェックスローヴァック」軍ヲ攻撃スル場合ニ於テノミ、米國ハ之ニ対抗スルケレドモ、若シ夫レ露國ノ政治的団体ト見ルベキ過激派ニ対シテハ、当初ヨリ敵対的行動ヲ執ルガ如キハ、所謂露國ノ内政ニ干渉スルモノデアルト、斯様ニナツテ居ルノニ、我國ハ之ニ反シテ「チェック」救援ノ目的ヲ貫徹スルガ為メニハ、独塊捕虜ハ勿論、其集合団体タル過激派マデモ之ヲ討伐スルト云フコト、竝ニ我が軍事占領地域ニ於テハ軍事的干渉ヲモ断行スルト云フコトガ、当初ヨリノ目的デアッタノデア」と同床異夢であったことも指摘していた。内政不干渉は日本も出兵宣言で声明したところであったが、望月は「過激派」への攻撃に踏み切ったことに尼港事件の遠因を指摘した。その上で望月議員は一八項目の質問を突きつけた。だがほとんどの質問は、答弁に立った内田康哉外相にかわされていった。田中陸相のみならず内閣全体に責任はないのか、という質問には「答えられない」と拒否されている。

田中陸相の発言は、議会の各方面で、かっこうの内閣攻撃のチャンスとされた。「責任は私が負う」という発言が一人歩きし始め、他の閣僚に対しても「責任」の所在を引き出そうとする質問が出てきた。貴族院では、七月六日に藤村義郎議員が内田康哉外相に対し、それ以

前に他の議員と行った論戦を持ち出し、尼港事件に責任を感じているのかと問うた。内田外相は「此尼港事件ガ起ルニ至リマシタコトニ付キマシテ、外務省ガ執リマシタ経過ヲ御報告ヲ致シマシテ、而シテ尼港事件ニ付テモ責任ガアレバ之ヲ負フト云フ意味デ御答シタノデアリマス」と答えたのだが、藤村議員はこれを「過失モ無ケレバ手落ち(ママ)モ無イ、不可抗力デア、併ナガラ未ダ調査未済デアルカラ、調査ノ上外務當局トシテ責任ヲ負フト云フコトニ、解釈シテ宜シウゴザイマス」と問い返した。「不可抗力」という言葉の入っている念押しに、内田外相はそのとおりだと答えている。藤村議員は、その三日後にはさらに田中陸相に対して「貴族院ニ於テハ責ヲ負フト明言サレ、而シテ衆議院ニ於テハ過失モ怠慢モナイト申シテ居ラレルノデア、丸デ正反対ノ御答弁デアリマス」と批判した。田中陸相は「私ハ責任ヲ決シテ回避ヲ致シマセヌト云フコトノ意味ヲ申シタノデアリマス、然ルニ或ル方面デハ之ヲ私が進退ヲ決スル言葉ヲ言明シ意味ヲ以テ言明シタノダト、斯ウ取ラレテハ私ハ甚ダ相済マヌコトダト思フノデアリマス」と返したが、これは苦しい答弁であった。藤村議員はその後原首相にも「不可抗力」の質問を行ったが、原首相は「不可抗力ト認メルヤ否ヤト云フ、単純ナル御質問ニハ御答ヘテ申セバ、不可抗力ト申シテモ差支ナカラウト云フノデアリマス」と切り返した。この議会では、永井柳太郎議員による「今日ノ日本ニ於テ、今日ノ世界ニ於テ、尚ホ階級専政ヲ主張スル者、西ニハ露國過激派政府ノ「ニコライ、レニン」アリ、東ニハ我原総理大臣アリ」の発言が有名だが、尼港事件という大きな背景の下に考えれば、この発言がどういう効果を狙ったかある程度理解できる。

ただ、これらの野党側の攻勢も、よく知られた一九二〇年八月の田中義一陸相の進退伺いという程度で済んでしまい、尼港事件や、シベ

リア出兵の問題をどうするかという議論にはならずじまいであった。憲政会側も尼港事件をどう考えるか、というよりは、「不可抗力」「責任」などの言葉尻をとらえて原内閣の倒閣を策す程度のものであった。原首相はむしろ傲然として、あの事態は不可抗力以外の何ものでもないと言いつ返したのである。

尼港事件はその規模の大きさなどから、社会的な反響も大きなものがあった。国家の側が政策として被害者に向けて何かを打ち出すということはなかった。それ以外のところから、政府への批判もこめて動きが始まった。次の節では、そのような人々の動きについて述べていきたい。

二 社会的対応

尼港事件に対しては、むしろ社会的反響が一時に噴出した。このことについては、先行研究として小林幸男氏のものがある。また、筆者も一度この時期のことについては、全く不十分な形であったが別の問題と関連して論述したことがある。¹²⁾

尼港事件の全容が明るみになると、日本社会は過敏に反応した。戦争で大量の戦死者が出る以外に、在留邦人が大量に殺害されたということ自体がなかったからである。しかも在留邦人のみならず現地にいる日本軍部隊、日本外交官まで被害されるというのは、日本社会にとつてはすさまじい衝撃だった。シベリア出兵そのもので日本側に大量の死者が出たものとしては、一九一九年初頭のユフタ戦の事件があった。パルチザン部隊を追撃中の日本軍部隊が逆に包囲殲滅されたという事件である。それでもこれは軍事作戦での戦死だった。尼港事件の場合、日本軍部隊が武装解除されて殺害されただけでなく、住民も一緒に殺されたという事実の重さがあったと考えられる。

おそらく、このようなものの中で早いものうちには、「ニコラエウスク会」の活動があるだろう。これは「ニコラエウスク事変の真相を明かにし一般に知悉せしむると共に惨死したる我同胞の霊を慰め且遺族に対し相当慰安の方法を講ずる等のことを実行せん爲め」に発起された団体、とある。新聞には、連日のように各地での追悼集会・追悼法要の記事が出ている。新聞社自身も、ニコラエフスクに特派員を派遣してその特派員報告を講演会という形で伝えようとしていた。ただ、これらの動きは、時に政治的に危険な雰囲気へと火をつける可能性もあった。それが、六月一九日に東京築地本願寺で開催された追悼法会である。原内閣の閣僚も、田中義一陸相、加藤友三郎海相、内田康哉外相、床次竹二郎内相、野田卯太郎通相などが出席していた。しかし、首相の原が出席せず代理の高橋光威内閣書記官長に弔辞を読ませることが分かった瞬間、群衆の中から「原はどうした、原はなぜ出ぬ、そんなヘナチヨコを代理さしてどうしたんだ」という野次が飛んだ。各大臣からの弔辞はそれでも無事終わったのだが、そこに林学者本多静六の父晋が出てきて、原首相の「不可抗力」発言を非難する演説を始めた。大臣は早々に席を立ったが、本多晋は「大臣諸君待ち給へ聞きたまへ」と彼ら呼び止めた。不測の事態を恐れた主催者側は本多の発言をさえぎって本人を控え室へ連れて行かなければならなかった。¹³⁾

政治の場でも出てきた「不可抗力」論は、社会的には「見殺し」として受け止められた。一九二〇年七月には、大分県で行われた尼港事件をテーマにした演劇で、石田領事役の俳優が「石田ハ是迄再三日本政府ニ救援軍派遣ノ上申ヲ為シタルモ日本政府ハ何等ノ処置ヲ為シサル為メ異郷ノ地ニ居留民並ニ日本軍ハ此悲境ニ陥ラサルヘカラサル悲惨事ヲ惹起セリ」という台詞があったため警察と憲兵が削除させている。¹⁴⁾

尼港事件に関する当事者のひとりとなっていた陸軍は、公式には対応に慎重だった。青島守備軍から、尼港事件の被害者に対する義捐金募集はあるか、という問い合わせが来た。しかし陸軍省の返答は「陸軍一般ニテ義捐金募集ノ件目下ノ処企図ナシ」だった。¹⁷ 尼港事件に対する講演会を開催するので、陸軍軍人を派遣してほしいという自治体の要請も「目下事務多端ノ為」という理由で拒否している。¹⁸ 福島県で、地元の将校を派遣してもらい講話をするのは認めているが、これについても、講師の軍人が「講話ハ単ニ尼港殉難ノ情況ニ止メ政治的論評ヲ加フルコトナカラシメラレ度」と釘を刺している。¹⁹ 新聞記者などが特派員として派遣され、彼らが講演をしたりしていたが、このような動きとは一線を画していたのである。ただし、陸軍の慎重な対応は、何もしていなかったことを意味してはいない。後述のように、陸軍は慰霊とともに、遺族の動向を警戒していたのである。

尼港事件への動きは、次に被害者に対する弔慰金の運動として表面化した。まだこの時点では、政府は公式的に尼港事件の被害者に対しては何等の措置も講じてはいなかった。むしろ自発的に人々が運動を始めたのである。この動きに応じて、陸軍省・海軍省・外務省がそれぞれ窓口になって弔慰金募金の受付を始めた。受け付けられた募金は内務省に集められて取りまとめられることになった。²⁰ 人々の自発的な意思によって、むしろ公的機関が突き上げられる形で動き始めた。募金の取りまとめ機関となっていた内務省では、一九二〇年八月になって省内・内務省関係機関で募金を始めた。募金の基準は以下のようなものであった。²¹

- ① 判任官以下は随意。
 ② 奏任官・同待遇以上は「可成出金」すること。募金額は月俸の一パーセント。他の団体の募金に応じたものは任意。

③ 募金は九月一五日までに、明細書とともに地方局長へ提出すること。

この基準に従って、原首相以下の内閣のメンバーも募金をした。内閣関係者の募金総額は六六九三六円だった。²² しかし実際には、公的機関の募金は後手に回っていた。大阪府のように月俸五〇円以上の者は月給の二・五パーセント以上、この額未満のものは随意、という独自の集金を既にやっていたところもあった。²³ 一度決めた募金締め切りを延長しなければならないほど殺到した結果、総額三五万円あまりの募金が集まった。そのうち約三四三〇〇〇円は一般からの寄附金であった。一般国民の反応の激しさは注目される。一九二〇年一二月までとりまとめられた募金は、内務省が地方当局から得られた情報に基く殉難者数に応じて金額が決定され、三回に分けて各地方長官に送られた。弔慰金額は、職業・性別にかかわらず一律の額にされた。年齢で線引きがなされ、一四歳以下のものについては、それを超える年齢の者の七割とされた。弔慰金の対象となったのは死者だけでなく、負傷・生還者、また財産を焼失したものに對しては渡されなかった。²⁴ 同地にいた軍隊は水戸の連隊であったため、茨城県の死者が多く、その他は同地に多かった長崎・熊本出身者の死者数がきわめて大きい。公的婦人団体愛国婦人会も遺族への救護活動を行っていたのだが、支部によっては独自の募金活動を実行し、その募金を定期預金通帳として、被害者当人にも引き出しにくくする形で管理するなどして渡していた事例もある。²⁵ ここでも分かるように、政府当局は尼港事件の被害者に対しては、能動的には何もしていない。各政府関係者が個人として募金をしたりすることはあっても、予算措置を講じて何かをやるうとはしていない。公的に行ったことは、議会主催の追悼集会だけであった。このように、尼港事件自体への国民の関心は高く、やはり強い憤激の感情もあった。とはいえ、追悼行事の動きがエスカレートして本末

転倒な事態を生むことになったこともある。有名な石田芳子の事例はそれである。石田芳子は、偶然親元を離れて生きてきた石田領事の娘であった。石田芳子は「敵を討ってください」という詩を書き有名になったのだが、悲劇的な死を遂げた外交官の遺児ということで全国各地の追悼集会に来賓として呼ばれた。自宅に押しかける客もあった。ここまではありうることもかもしれないが、後述の『尼港事変 国辱記』によれば、「諸方から頼まれた作文や図画や詩などを、筆持つ指が疲れて痛くなる迄書かされた」というのはまるで今日のタレント扱いだった。そのため睡眠時間も削られるほどの苦痛を被った²⁶。追悼集会への招待・慰問などは尼港事件の遺族に対する同情から行われたはずであった。ところが、遺族への感情はどこかで単なる「時の人」への興味へと化し、結果として単なる追い回しとなって本人を苦しめる結果となってしまったのである。

尼港事件はこのように、社会的に見てもかなり衝撃度の大きな事件であった。シベリア出兵が歴史的にそれなりの記憶として残っているとすれば、この尼港事件があるからではないかとも考えられる。さて、それでは同時代的に尼港事件はどのように論じられていたのか。次の節ではこの問題を扱い、尼港事件の収束と、結果として当事者にとっではいかなるものとなったかについて論じてみたい。

三 尼港事件の論じ方と事件の収束？

尼港事件については、論じられ方について研究がある。津久井隆氏の論文では、尼港事件の再現ストーリーなどで、女性の描かれ方に一定の枠があることが明らかにされている²⁷。ここで筆者は、尼港事件に対する政府・社会の反応に論者が注目していることを中心に考えたい。実は尼港事件をめぐる論議には、「国民が冷静すぎる」という批判が

ついて回っているのである。ここでは、この当時刊行された刊行物などをごく少数（恐らく大量に出た可能性はあるが、出版物の性質上なかなか今日では入手しがたい）読んで行くことでこの問題に対する多少のスケッチを試みてみたいと考えている。

尼港事件が国民的に関心を持たれている直後、後藤新平の発言が『東京朝日新聞』に載っている。そこで後藤は、尼港事件そのものについては触れないが、「だが君、此禍を転じて真の福と為し得る者は果して何人だ？」という不思議なことを言っている。その上で後藤は、次のように述べたと報道された。すなわち「一体尼港事件に就ての世論が起らぬのではないか、事件の真相を理解せるために騒がぬのか但しは又何うでもいいと云ふのか？」というのであった。後藤の発言には、日本人が大量に海外で殺害された事件が発生した割には世論の動きが鈍い、といういらだちがあるように感じられる²⁸。現に、六月一六日に「楚人冠」の筆名でこの発言に対する反論「痛し痒し」が出ている。そこには「政府外の者にしても、声を大にして、同胞惨死の次第を訴へ、一には浮ばんとして浮び得ざる亡霊を慰め、二には寄辺なき遺族の為に救済の資を募る位の事は誰しもしたいに定つてゐる。併し是も下手にまごつけば軍閥者流に辞を藉すに止まる」とある。死者への同情論がシベリアへの大量出兵論へと誘導されることへ警戒を示しているのである。後藤の言う「禍を転じて真の福と為すことへの批判である」²⁹。

確かに、尼港事件で兵力数が少なかったことを強調し、報復などの意味をこめた大量出兵を主張する議論が既に出ているのは事実である。曙会なる団体は一冊のパンフレットを出版した³⁰。この序文によると、三〇万部という大量の部数が刷られ、全国に配布されたのだという。このパンフレットの執筆者は、各政党党首（原首相も、政友会総裁の名前で登場しているが、挨拶程度のことしか述べていない）に加

えて、シベリア出兵促進論のパンフレット『出兵論』を執筆した「出兵九博士」たち（一人は除く）が加わっていた。彼らは宣言文を発し「吾人は断乎として宣す。チタ撤兵すべからず、ニコライエフスク港方面亦其秩序を完全に維持し責任ある露国政府の樹立を俟ち、是と折衝して以て忠勇なる七百同胞の碧血を徒爾ならしめざるの方策を執らざるべからず」というような強硬論を唱えていた。日本政府は尼港事件の勃発にもかかわらず、シベリアからの兵力撤退自体は予定通り進めていた。そのことに對する批判もある。この文章を紹介した添田寿一（「出兵九博士」のひとり）は、原内閣のシベリア撤兵政策に對して「幸か不幸か、ニコライエフスク虐殺事件が勃発した」と思わず筆を滑らせた³¹。尼港事件への抗議は口実に過ぎなかつたのである。

しかし、対外強硬派の不满はシベリア撤兵策にだけ存在しているのではなかつた。本當に對外強硬派が不満を持っていた相手は「国民」だつたのである。国粹主義者五百木良三が執筆したパンフレットは、「事実」に於て、今次の事件發生の如きは、我上下一般の態度は、驚くべきほど冷然たるものであつた。動々もすれば対岸の火災視せんとする風があつた」と書いた。五百木は原内閣の弁明や田中義一陸相の態度を非難し、大々的な兵力増強を言うのであるが、それには次のように言いたくなる背景があつたからである。「吾人の怪しむものは、此の当局者の態度（満鮮防衛を口実に戦線を縮小したこと―井筭）よりも、寧ろ之に對する世間の有様である。吾人の知れる限りでは、如是姑息の善後措置に向つて、世間の多数は更らに抗議を試みんとするの風もない。否らず、却つて之に満足し、殊に撤兵の如きは進んで賛意を表はして居る。所謂時代風潮の俤は斯くてありありとここにも漂つて居る。現実主義は独り原君のものではなかつた。現代即ちそれであつた」。つまりシベリア出兵に對する国民の不支持を批判していたのである。

このことがより強く出たのが、今でも著名な『尼港事変 国辱記』³²である。これにいたつては、国民を「汝の名は鬼である、畜生である、パルチザンの同類である」とまで口を極めてのしつていた。しかし、この本には、当時言われていたシベリア出兵批判が（やや戯画化されてはいるだろうが）紹介されている。曰く「軍閥が勝手に行る戦争で、国民と共鳴した仕事でないから、俺は知らない」と云ふやうな態度、「資本家擁護の爲の軍事行動で死んだ者に同情する事はない、と云つたやうな態度」、「政府が勝手に爲た外交失敗の結果を、爆狂的に憤激して、彼等のダシに使はれる理由はない、と云ふやうな説」。このように書くことで、国民はシベリア出兵に對して冷めた目で批判していたことが逆照射されている。対外硬のグループもシベリア出兵を再度展開させることは難しかつたのである。むしろ国粹主義者の出す『日本及日本人』ですら、政府関係者が国民の冷淡さを嘆いたということに事寄せて「民衆は決して冷淡なるに非ず如何にするの最も適當なるかを考へ、暫く沈思せるなり」と反論していた³³。中には追悼会の開催を批判するものがあつた。前述のように、追悼日に連日のように遺族が出席させられ、そのために疲労困憊するという本末転倒が生じていた。三宅雪嶺は「祭騒ぎと云へば、殉難者に對して種々の追悼会が催される。殉難者は真に氣の毒であつて、充分に追悼するを要するが、式場の飾りに費やすよりも成る可く多く遺族に与へるを順当とする、会の広告など難有くもない」と批判していた。しかし、一九二〇年九月になると、在郷軍人会機関誌が「喧々囂々、殆んど国を挙げて悲憤慷慨せしかの如く思はれし尼港問題、今果して如何の状ぞ」と書いていた³⁴ように、恐らく社会的な興奮は冷めていたものと考えられる。

このような中で、結局置き去りにされているのは殺された当人とその遺族であつた。一九二〇年六月二四日、水戸で尼港事件に關する慰靈祭が開催された。特に茨城の場合、尼港事件で武装解除されて殺害

された將兵の慰靈祭だったため、茨城県当局や陸軍などの主催する相当大掛かりなものとなった。報告書には「東京本願寺に於て行ハレタル此種ノ式典ニ於テ若干ノ物議ヲ醸シ其ノ神聖ヲ害シタルカ如キ事例ヲ聞キアリシモ当日於テハ全ク如斯事ノ皆無ニ至リシハ至誠ノ発露ナリト断スルコトヲ得ヘシ」とあり、前述六月一九日の東京における慰靈祭の混乱に似た事態を生ずることに神経質になっていたことがうかがい知れる。結果としてこの慰靈祭は成功であったと結論付けてはいるのだが、実は遺族の中には不満があった。遺族は尼港事件での政府側の対応への不満や、このような死には名誉の戦死とはいえないなどの複雑な思いを抱いていた。陸軍側は遺族慰問の際に、不満を申し述べた遺族の声を書き留めている。そこには「尼港歩兵二中隊ヲ派遣シ孤立無援ノ状態ニ陥ラシメ新聞所報ノ如キ慘酷ナル処置ニ出テシメタル当局ノ採リタル処置合点行カス之ヲ思ヘハ残念ニ不堪」「名誉ノ戦死ニアラスシテ全ク徒死ナリ」「堂々タル対戦ニ非ラスシテ無慘ノ死ヲ遂ケタルハ遺憾ナリ」「国家動員ナラハ兎モ角一部動員テ僅カノ者カ見殺シニサレ残念テ堪リマセン」と、明らかに見殺しではないかという不満が出ていた。現代の感覚とは異なるかもしれないが、死ぬにしてもあきらめきれないという表現である。中には「世人ノ同情ナキヲ遺憾トセリ」と、社会的な反応が冷たいという意見を漏らすものもあった。

しかし、より直截に子を喪った悲哀をぶつけるものもあった。ある父親は「一人ノ児ヲ人間トナサンカ為ニ二十有余年早起遅寝貧苦ト闘ヒツツ中等教育ヲ授ケンカ為參千円ヲ出費シテ工手学校ヲ卒業セシメタル大切ナル児ヲ堂々タル国家動員ナラ兎モ角無意義ナル出兵ニ於テ而モ見殺ニセラレテ諦ムルコト能ハス」と訴えた。ある兵士の家では、慰問の軍人に向かい、遺族が揃って次のような言葉を発した。

「何故二三ヶ月モ救援ノ道ヲ講セスシテ放置シタルヤ聴カシテ呉レ誰ニ諦メロト云ハレテモ諦メカツカヌ小言一回云ハスシテ育テ折角大キクナツタ兎ヲ殺サレタ一体彼レ許レ兵隊ヲ尼港ニヤツタノハ大臣カ師団長カ其ノ對手ヲ聞テ訴ヘタラ私ヲ御上デ殺シテ呉レルカ一層ノコト殺サレテ可愛イ子供ノ側ニ行ツテシマッタ方カヨイ」

尼港事件そのものは、この後も歴史に残っていくことにはなる。ソヴィエト・ロシアの残虐行為として人々の記憶に残されていくことになった。当局はこの年、東京で「尼港遭難実況展覧会」を開催したりしているが、イベント的な興味を呼んだだけで終わっていったものではないかと考えられる。

小括

尼港事件は、日本人の大量虐殺事件としても大きなものであった。その上、軍人・民間人・さらに外交官までが殺害されたという意味でも社会的に衝撃を与えるものであった。政治的には、これに対する原内閣の反応をもって、政治的な揺さぶりをかけようとする動きが表面化した。だが、これについては、田中義一陸相が進退を考えただけで、さしたる反応もなかった。総選挙で圧勝した政友会はびくともしなかつたのである。そしてまた、これ以上の動きは政治的にも存在しなかつた。被害者に対する何らかの措置も、この時点では取られていない。慰靈行事などが実行されるだけで、被害者に対する何らかの救済措置は公的にここでは取られていなかった。また、シベリア出兵自体も、北樺太保障占領ということは実行されるものの、ロシア本土からの撤退という方針は変えられることがなかった。

社会的には、確かに自発的な募金運動が発生し、全国で追悼行事な

どが発生するも、あきらかに一時の流行のような動きであったのではないか。このことが、対外強硬派の言論の中で、直接的に憤激を表さない国民に対する苛立ちとして表現されてしまうことになる。ただ、この事件を契機として、ロシア・あるいは社会主義というものに対する国民的な恐怖感・脅威感情は着実に残ったであろうと考えられる。

とはいえ、どこか社会的に尼港事件について醒めた感情があったのではないかという感覚が、筆者には捨てきれない。一九二〇年、まさに尼港事件が発生したその年に、作家上司小剣は小説「英霊」を発表した。これは、村で悪事の限りを尽くし、村人に憎まれていた男が、たまたま徴兵されて尼港事件で殺害されたために「英霊」として祀られることになった、というシニカルなストーリーである。尼港事件そのものに対してどこか心理的な距離がなければこのような小説は構想できないのではないか。尼港事件やロシアに対する感情は、あとから増幅していた可能性が感じられるのである。

そして尼港事件の被害者たちは、自ら救済を求めていくことになる。尼港事件での義捐金は、あくまで義捐金であり、公的支出ではなかった。また、義捐金が渡されたのは死者の遺族だけであり、生還者や財産損害についての経済的な支援策はなかった。一九二二年、日本ではロシア革命以来の事件で人的・物的被害を被った民間人に対する経済的な「救恤」法が制定された。これは自然発生的に出てきた法令ではなかった。この法令については既に述べた。尼港事件被害者はこの後長期間救済を求めて戦うことになる。

注

(1) これについては、高原秀介『ウイルソン外交と日本』創文社、

二〇〇六年を参照。

(2) 参謀本部『大正七年乃至十一年西伯利出兵史』第三卷九〇五頁

(筆者は一九七三年の復刻版を用いた)。

(3) 原暉之「尼港事件」の諸問題」『ロシア史研究』二三号、一九七五年。

(4) グートマン、斉藤学訳『ニコラエフスキの破壊』ユーラシア貨幣研究所、二〇〇一年。訳者は古銭収集家である。島田元太郎の伝記『北海の男』一九七九年を自費出版した森川正七氏も古銭収集家であった。

(5) 「政友会領袖会議 首相尼港問題弁明」『東京朝日新聞』一九二〇年六月一二日。『原敬日記』(北京社版、一五卷)を見ると、前日に政友会の幹部とともに「ニコライウスク事件ノ真相等ヲ内談」したとあるだけである。「内談」の内容は書かれていない。おそらく、「不可抗力」の発言があったとしても、原自身はさして気にも留めていなかったようである。

(6) 「不可抗力の弁 小川総務談」『東京朝日新聞』一九二〇年六月一六日。

(7) 「尼港問題責任」『東京朝日新聞』一九二〇年六月一八日。

(8) ここでの衆議院本会議での論戦は、『帝国議会衆議院議事速記録』三七巻、東京大学出版会、一九八二年。特に注記をしていない議会論戦は、衆議院本会議のものである。

(9) この阪谷議員と田中義一陸相とのやり取りは、『帝国議会貴族院議事速記録』三七巻、東京大学出版会、一九八二年。第一節での貴族院でのやり取りは、注記しない限りここからである。

(10) この議論は『帝国議会衆議院委員會議録』二五巻、臨川書店、一九八四年。

(11) 「対外政策と世論」小林幸男『日ソ政治外交史』有斐閣、一九八五年所収。

(12) 拙稿「第一次世界大戦と民衆意識―二つの官民合作募金運動を

- めぐって―』『日本史研究』五三五号、二〇〇七年。
- (13) これについては、高橋治『派兵』(全四冊)朝日新聞社、一九七三―七七年や、拙稿「忠魂碑と『正史』―シベリア出兵体験における『忠誠の記憶』の恒久化に関する一考察―」『九大法学』七六号、一九九八年、また柴田秀吉『シベリア出兵 ユフタの墓』自費出版、二〇〇五年を参照。
- (14) 「惨虐を嘗めたる我同胞の為に ニコラエフスク会を組織して活動」『九州日日新聞』一九二〇年五月一八日。同紙は熊本国権党系の新聞。同会が出した広告も掲載されている。このことは、岩永久次『諸難儀「覚え書き」熊本学園大学附属社会福祉研究所、一九九八年に教えられた。
- (15) 「波瀾を卷いた大追弔法会」『東京朝日新聞』一九二〇年六月二〇日。
- (16) 「尼港事件演劇ニ関スル件報告」一九二〇年七月二四日。憲兵司令官石光真臣より陸軍大臣田中義一へ。『自大正七年至同十一年 西伯利出兵時ニ於ケル憲兵報告』(防衛研究所所蔵) 所収。
- (17) タイトルのない文書。一九二〇年六月二五日発、青島林田芳太郎副官より、陸軍省松木直亮副官へ。『西受大日記』大正九年六月(防衛研究所所蔵)。
- (18) 「尼港事件講演会講師派遣ニ関スル件」一九二〇年七月一日。『西受大日記』大正九年七月。三重県からと、群馬県の高崎市からの要請に対する返答。
- (19) 「講話者派遣ノ件」一九二〇年七月五日。陸軍省副官から第二師団参謀長へ。『西受大日記』大正九年七月。
- (20) 内務省社会局『尼港事件義捐金取扱経過』一九二〇年。この文書の閲覧には、北海道大学スラブ研究センター・岩下明裕教授の御協力を得た。
- (21) 一九二〇年八月二〇日。『大正九年 公文雑纂 内閣一 卷二』(国立公文書館所蔵)。
- (22) 一九二〇年一月二五日。前掲『大正九年 公文雑纂 内閣一 卷一』。
- (23) 「弔慰ニ関スル件」、一九二〇年七月一七日。『大正七―九年 雑書綴』(大阪府公文書館所蔵、B1-0059-10)。
- (24) 前掲『尼港事件義捐金取扱経過』。
- (25) 『愛国婦人』四五三号、一九二〇年九月(国立国会図書館所蔵)。富山支部の例。支部で集まった募金を年率六、五パーセントの定期預金にして、利子も一〇〇円たまるとに定期預金に繰り入れ、町村長の許可なくしては引き出せないようにしてあった。無駄に消費しないための策だったのであるが、遺族も使えない弔慰金がその後どうなったのか気になる。
- (26) 溝口白羊『尼港事件 国辱記』日本評論社、一九二〇年。
- (27) 津久井隆「戦う「日本」「女性」―尼港事件をめぐる語り」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要(別冊)』一二号―二(表紙には二〇〇四年、奥付は二〇〇五年、とある)。
- (28) 「惨虐の尼港事件に何故世論は起らぬか」『東京朝日新聞』一九二〇年六月一四日。
- (29) 「痛し痒し」『東京朝日新聞』一九二〇年六月一六日「鉄箒」欄。
- (30) 「二港問題に關し 普く国民に檄す」靖国偕行文庫所蔵。筆者自身も後に購入。刊行年は不明だが、一九二〇年のものであるろう。発行したのは「曙会」。この会についての詳細は不明。
- (31) 添田寿一「憂国の士憤起せよ」前掲『二港問題に關し 普く国民に檄す』所収。『出兵論』(民友社、一九一八年)については、原暉之『シベリア出兵』筑摩書房、一九八九年を参照。
- (32) 五百木良三『尼港問題を通して 所謂時代精神の暴露』純勞俱

楽部、一九二〇年。発行元の団体については不明。「再版に際して」とあるように、このパンフレットは改訂されたもの。

(33) 前掲溝口白羊『尼港事変 国辱記』。七月刊行であることでもわかるようにかなりの緊急出版である。これなどについては、筆者は以前「シベリア出兵九〇年—今日に何を伝えるか」『科学的社会主義』一一〇号、二〇〇八年で述べたことがある。

(34) 「対尼港事件の態度」無署名、『日本及日本人』七八六号、一九二〇年七月一日。

(35) 三宅雄二郎(雪嶺)「尼港虐殺事件の処置」『呼尼港!』『武俠世界』臨時増刊号(第九卷第十号)、一九二〇年。談話筆記。

(36) 「世情の冷熱」『战友』一二三三号、一九二〇年九月。

(37) 「尼港事件発表前後ニ於ケル遺族及地方民心ノ概況ニ関スル件通牒」第一四師団留守参謀長より陸軍省副官へ。一九二〇年七月二九日。『西受大日記』大正九年八月。これによると、憲政会が尼港事件に関連して「尼港事件吊慰、当局問責」ノ名ノ下ニ県民大会ヲ開ク」計画があつたらしく、この点も陸軍側をいらだたせていたようである。

(38) 「遺族ノ感想」前掲文書「尼港事件発表前後ニ於ケル遺族及地方民心ノ概況ニ関スル件通牒」。実はこれは、「要注意」の遺族としてリストアップされたものである。それぞれの遺族の反応には「他ヨリ煽動セシニアラサルヤヲ疑フ」「母親ハ勝氣ニテ平素所謂「嬢天下」ノ家」「憲政会派ノ政治狂」などとコメントが附されている場合がある。この偏見に満ちた冷徹な視線が結果としてより正確に遺族の怒りを書き取ったのであろうか。

(39) この展覧会の風景を写した絵はがきを筆者は所蔵している。どのような内容のイベントであつたか、計画などの状況についてはまだ分からない。史料があれば明らかにしたいと考えている。ま

た、東京には尼港事件の慰霊碑も建立されたが、これは現在存在しない。

(40) 筆者はこの小説を阿部猛『近代日本の戦争と詩人』同成社、二〇〇五年で知った。また、小説そのものは『明治大正文学全集第三十二卷 正宗白鳥・上司小剣集』春陽堂、一九三〇年で確認した。前述『尼港事変 国辱記』の編者溝口白羊や、作家上司小剣(かみつかさ・しょうけん)については、本学文化創造学科の加藤禎行先生に教示を賜ったことを明記する。

(41) このことについては、拙稿「ロシア革命、シベリア出兵被害者への「救恤」、一九二二年」『山口県立大学国際文化学部紀要』一三号、二〇〇七年を参照。

※本論文は、平成二〇年度山口県立大学研究創作助成による研究成果の一部である。

The Nikolaevsk Massacre and Japanese Society,1920

IZAO Tomio

The purpose of this article is to describe the Nikolaevsk Massacre and the response of Japanese Society to that incident.

In 1920, Many Japanese Soldiers and Citizens were killed by Russian Partisans at Nikolaevsk, Russia. Japanese Society as a whole was shocked by the incident. It also had political repercussions: the opposition party attacked the cabinet of Hara Takashi.

Furthermore, the Nikolaevsk Massacre aroused hostility in the Japanese public toward Russia, the Bolsheviks, and the Partisans. The Japanese Government occupied Northern Sakhalin for Security.

However, the Japanese Government did not escalate its intervention into Siberia. While the Japanese People were unnerved by the incident, the situation calmed down very quickly.